

第9回 安来市農業委員会議事録

平成30年3月22日 午後2時30分 第9回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 3月22日 1日
日程第 3	議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第30号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第33号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議第34号 下限面積（別段の面積）の設定について
日程第 9	報第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第32号 農地法第18条の規定による通知について
日程第11	報第33号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第9回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第9回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により1番 北中委員、2番 武上委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
2ページをご覧ください。議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、1件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約50mから300m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、運搬車1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明を1番の案件について10番 板垣委員 お願いします。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣です。3条案件の場所から説明させていただきます。432号線を比田地内に入っていたいで、西比田JA、郵便局と過ぎ、直進し左側に旧道の町が見えますが、それを進んでいただきますと、四叉路の橋がございます。この右側を行きますと、金屋子神社に上がる鳥居があります。その反対を左側に下りていただいた道が草野横田線になります。横田に向けて行く道ですが、四叉路から約2km行きますとその集落の家が出た先のところに右へ行く道がございます。それを約50m入ったところがこの場所でございます。譲受人は譲渡人の娘さんの旦那さんでございます。10年位前に譲渡人の旦那さんが亡くなられて、農業ができないということで相談されて、夫婦でここに帰って農業をやっておられます。先ほど事務局からお話がありましたように農機具も全部揃えられて、今3人で農業をやっておられますけど

も、地区の方々と一緒になってやっておられ、地区の方も大変喜んでおられまして、他のほ場に影響を及ぼすことはありませんので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第31号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第31号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅です。申請者の現在の住宅は、同じ地区内の借地の上であり、築130年を経過することから建替えを計画しましたが、土地所有者から土地の返還を求められました。周辺で適地を探しましたが見つからず、同じ地区内に所有する農地に住宅を建築するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員をお願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。4条案件の場所の説明をさせていただきます。6ページの位置図をご覧ください。地図の下の方に東西に道路が走っております。JRも並行して走っております。その道路は旧道荒島安来線でございます。JRと交わるところが赤江踏切でございます。赤江踏切を荒島方面から渡って安来方面に行ったすぐのところは9号線の方へ向かって行く市道がございます。ここに入っただけで約200mの地点が申請地でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

次に現地調査1班の調査報告を2番 武上委員をお願いします。

2番 武上 隆雄君

2番 武上でございます。4条申請の1番案件の現地調査の報告をいたします。今月の調査班は1班でありまして、私が報告させていただきます。一昨日午後1時30分より板垣班長、齋藤委員、吉村委員、板金

委員、木戸委員、北中委員と私、武上の7名と事務局より堀江係長の出席で、事務局で説明を受けた後現地に移動しました。現地で地元委員の渡邊委員より説明を受け調査をいたしました。現在の住居が約130年と古くなり、建て替えようと思いましたが、土地が借地であり、返さなくてはならなくなりました。土地を探していましたがよい土地が見つからず、所有農地に建てようとして計画されました。申請人の家族数は夫婦と子供2人の4名で、車を4台所有されておられます。転用計画は2階建て住居と駐車場4台分と庭であります。最低限申請面積478㎡の面積が必要であります。また、用排水の処理でございますが、汚水については下水道に接続し、雨水については北側側溝に排水をいたします。周囲は3面コンクリートの擁壁で土砂が流出しないよう、道路高で造成されます。また、近隣農地への影響はないと考えます。近隣住民の同意書、土地改良区の意見書、開発許可同時申請された書類も添付されております。調査班といたしまして許可妥当であると判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第5 議第32号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第32号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、7件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、農家住宅で権利の設定は使用貸借権の設定です。申請者は現在、両親と同居し、地元営農組合の組合員として農業に従事しています。申請者の世帯は現在妻と2名ですが、今後、家族も増えることから農家住宅の建設を計画しました。農業に従事することから、できるだけ現在の住宅に近い場所に住む必要があり申請地以外の適地を探しましたが見つからず、親が所有する当該地を申請するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

2番から7番までは、譲受人である転用事業者が同じですので合わせて説明させていただきます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、工場・駐車場・緑地で、権利の種類は、所有権の移転です。申請者は、隣接地で工場を所有しており、このたび事業の拡大を計画しました。目的の性質上、既存工場にできるかぎり

近い場所に建設する必要があり、申請地以外の適地を探しましたが見つからず困っていたところ、譲渡人の了解を得られたため、当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、30,000,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から1番の案件について3番 杉原委員 説明をお願いします。次に、2番から7番の案件については一案件ですので一括して7番 安松委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。番号1の場所について説明いたします。9ページの位置図をご覧ください。折坂町入口のコンビニの交差点より県道米子広瀬線を南小学校方面に200m進んだ県道沿いが申請場所です。以上です。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。2番から7番案件について譲受人が同じですので、合わせて説明させていただきます。10ページの位置図をご覧ください。図中3分の1当たり、上下に走っていますのが国道9号線でございます。JR安来駅から約4.5km米子方面に行きますと清水入口交差点があり、更に米子方面に約600m行ったところの東側にある水田です。譲受人の工場敷地と国道9号線、公衆用道路に挟まれた土地が申請地となっております。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査1班の調査報告を2番 武上委員お願いします。

2番 武上 隆雄君

2番 武上でございます。5条申請の現地調査の報告をさせていただきます。まず、1番案件について報告させていただきます。現地にて地元委員の杉原委員より説明を受けました。申請人は営農組合の一員であり営農に従事されております。現在2人家族であります。今後家族も増えるだろうという思いから土地を探されましたが、良い場所がなく、当地でなければ目的を達成できないということで、お父様より借り受け農家住宅を建てたく申請されるものです。申請地は道路を挟んで隣に位置する最適な場所であり、申請場所は鳥木町字松本46番12の1筆で、地目は現在畑でございます。面積は228㎡、農家住宅1棟建設予定と、入口部分に駐車スペースを確保し、用排水の処理方法は、生活排水は公共下水に流し、雨水は既存の施設に流し、必要に応じて被害が出ないように万全を期します。土地造成に伴う被害防除施設についても、約30cm程度の土を入れ整地の上、建物敷地に供するという事です。擁壁はしなくても問題ないと思います。また周辺に悪影響を及ぼすことはないよう最善の策を講じるとのことであります。開発行為の許可申請、近隣への同意書、土地改良区の意見書などの書類も添付されております。調査班といたしまして許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

続いて2番案件について報告いたします。門生町で工場を経営されている方が譲受人です。まず転用目的及び用途の詳細についてですが、工場が手狭になり、工場の拡張と合わせて青空駐車場及び緑地を設けることであります。申請地を選定した理由は、既存工場と隣接しており、国道9号線沿いの周囲を農地以外の土地に囲まれた場所であり、農業に影響を与えないというところであります。そして車の出入り等も便利で、最適であるということが理由であります。事業内容と転用計画面積の必要性ですが、電機工場1棟、建築面積1,771㎡と青空駐車場30台分と、緑地でございます。それを合わせると申請面積4,898㎡必要でございます。用排水の処理でございますが、雨水は自然排水及び敷地内に溜槽を設け既設水路に流し、汚水については合併浄化槽を設置し、既設水路へ流す予定です。譲渡人は6名で田が4,674㎡、畑が224㎡、合計4,898㎡です。都市計画法第29条書類申請、土地改良区の意見

書、近隣への同意書などの書類も添付されております。調査班といたしまして許可妥当であると判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

18番 齋藤 哲君
はい。

議長：岡田 一夫君
18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君
18番 齋藤でございます。議案書の8ページの2番から7番案件は無償になっていますが、有償ではないですか。

事務局：堀江 雄二君
大変失礼いたしました。無償ではなく有償でございますので、お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議 長：岡田 一夫君
他に質疑はありませんか。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第6 報第30号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
11ページをご覧ください。報第30号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。
1番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。1番の案件について 地元委員 18番 齋藤委員 それぞれ申請場所の説明を

求めます。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。場所の説明をいたします。13ページの位置図をご覧ください。左側に流れる川が吉田川でございます。下の方に走っております道路が主要地方道安来木次線でございます。右の方に行きますと城谷の高速道路の交差点がございます。その交差点から約300m行ったところから北の方に約150m行ったところでございます。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第33号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、3番 杉原委員、11番 新田委員、15番 佐々木委員 の退席を求め、併せて私 岡田も退席いたしますので、議第7号の議事につきましては、渡辺会長代理が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

議長：渡辺 和則君

それでは、議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。議第33号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。農用地利用集積計画の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。計画要請につきましては、別紙資料1の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が171件、194、262㎡、使用貸借が30件、35、840㎡、全体で201件、総面積が230、102㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。議第33号について説明いたします。別紙資料1、詳細は2ページからです。今月の利用集積計画は、番号1番から69番までがいわゆる利用権設定の申請であり、また番号70番、71番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長：渡辺 和則君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

9番 増田 和夫君

はい。

議長：渡辺 和則君

9番 増田委員。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。貸し手が63で借り手が41に上の表はなっていますが、その下、貸し手62人、借

り手40人になっています。これは農業関係者以外の数ですか。

農林振興課：種田 容子君

上の欄が貸し手63人、借り手41人となっていて、下の枠外のところが貸し手62人、借り手40人となっていますが、担い手ではない人、農業者ではない人が含まれるのではなくて、上の表は貸し借りをされる期間がそれぞれありまして、同じ人が1年貸したり、2年貸したりするのを1としてカウントするので、集計がずれてきているせいだと思います。農業者でない人が含まれるということではありません。

9番 増田 和夫君

わかりました。

議長：渡辺 和則君

他に質疑はありませんか。

議長：渡辺 和則君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：渡辺 和則君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、3番 杉原委員 11番 新田委員 15番 佐々木委員 16番 岡田委員 の退席を解除します。それでは、ここで議長を交代します。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第34号 下限面積の設定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

16ページをご覧ください。議第34号 下限面積(別段の面積)の設定について このことについて、別紙のとおり農地法第3条第2項第5号の規定により審議を求めるものです。17ページには案件の内容、18ページに島根県における下限面積の状況、19ページに耕作規模集計表をつけておりますのであわせてご覧ください。17ページをご覧ください。下限面積(別段の面積)の設定について 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。農業委員会の適正な事務実施について が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今年度の下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。方針 現行の下限面積(別段の面積)50アールの変更は行わない。理由 農地法施行規則第17条の適用について 島根県下の各市町村の下限面積の状況や平成29年度農家台帳から算出した耕作規模集計表を基に議論した結果、管内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割以下の35.26%と以前低い数値であるため。なお、現在行っている農地利用状況調査の結果を踏まえると共に、小さい集落単位での耕作規模集計の実施及び別段の面積を設定している市町村の経過の確認を行い、引き続き検討を行う。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

7番 安松 智君

はい。

議長：岡田 一夫君
7番 安松委員。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。今回は旧町村単位というか、旧村単位のデータの集計表を出していただいて、非常に参考にさせていただきました。それでこの方針なり、理由なりについては、今回はこれで結構だとは思いますが、施行規則を読むと4割以下というのが理由の中にありますが、施行規則を見ると概ね100分の40を下回らないと、ということになっていますので、行政用語で概ねというのは2割を指すわけなので、そうすると4割の8割、要するに32%というのがぎりぎりの線になると思いますが、そういう意味で言うと、旧村単位でいくとその32%を下回るころもあるのではないかと思いますので、次回の検討時に加味して検討いただければと思います。以上でございます

議長：岡田 一夫君
意見として承ります。他にありませんか。

17番 吉村 正君
はい。

議長：岡田 一夫君
17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。この経過についていろいろ私も意見させていただいて、このような方向で検討していただくということを出していただきました。それで1つデータ的には難しい点かもしれませんが、耕作という概念はどのように考えてこの基準に当てはめるのか、これは単純に農家台帳に載っている所有面積だけですので、耕作というのがどのような概念でもって組み入れるのか。そのあたり数字的、データ的には今の台帳の中での管理は難しいとは思いますが、それを利用状況調査の中である程度傾向が出てくると思いますので、それがデータに反映できるとは限りませんが、加味した検討を引き続きお願いしたいと思います。

議長：岡田 一夫君
意見として承ります。他にありませんか。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
日程第9 報第31号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

20ページをご覧ください。報第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。21ページから22ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第32号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

23ページをご覧ください。報第32号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。24ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農地法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第33号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

25ページをご覧ください。報第33号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。26ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は3件で、安来市長近藤宏樹、担当部署建設部土木建設課より届出があったものです。事業名は、3件とも 中島津田平線道路改良工事 で、平成30年2月26日から平成30年3月23日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第9回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時20分)